

横浜市災害協力事業者認定要領

制 定 平成 20 年 8 月 15 日行契一第 1360 号
一部改正 平成 29 年 7 月 7 日財契一第 681 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱（平成 6 年 4 月施行）第 23 条第 14 号及び第 30 条第 1 項第 8 号並びに横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成 8 年 4 月施行）第 21 条第 1 項第 11 号に規定する災害協力事業者の認定について必要な事項を定める。

(災害協力事業者)

第 2 条 台風や降雪時等の緊急災害対応に協力し、本市に対して積極的な貢献があった者、又は地震、風水害その他の災害時若しくは災害のおそれがある場合に、本市の要請に基づき応急活動を実施した者等であって、第 3 条に定める要件に該当する者を災害協力事業者という。

(認定対象)

第 3 条 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿（工事請負関係及び物品・委託等関係）に登載されている者で、次の各号のいずれかに該当する者を災害協力事業者として認定する。

(1) 認定年度の前年度又は前々年度に、台風、降雪時及び地震発生時等の緊急災害（都市災害を含む。）の対応に協力し、本市に対して積極的な貢献（災害発生前に締結した契約に基づく義務を履行した場合を除く。ただし、暴風雨の中で履行するなど、明らかに想定する履行条件と異なる場合は対象とする。）があった次の者（施工協力事業者及び履行協力事業者を含む。）

ア 災害の発生に伴う緊急工事、又は二次災害防止及び市民生活の安全を確保するため、災害の発生時若しくは災害終息後、直ちに施工を必要とする災害復旧緊急工事を行った者

イ 災害のおそれがある場合に、被害を未然に防止するため、本市からの連絡に基づき、工事の出動待機又は協力要請に応じた者

ウ 災害の発生に伴う緊急対応委託、又は二次災害防止及び市民生活の安全を確保するため、災害の発生時若しくは災害終息後、直ちに履行を必要とする災害復旧緊急対応委託を行った者

エ 災害のおそれがある場合に、被害を未然に防止するため、本市からの連絡に基づ

き、委託の出動待機又は協力要請に応じた者

オ 自主的に警戒パトロールを実施し、又は被災箇所に応急措置等を講じ、かつ、本市に対して報告を行い、その事実が確認された者

(2) 認定年度当初において、別表1に定める、本市が締結した各種の災害時協力協定に基づく緊急災害時の出動体制を定める事業者名簿に登載されている者

(関係課長による報告)

第4条 前条による認定を行うため、各年度に一度、財政局契約第一課長及び契約第二課長は各区局経理担当課長に対し、災害協力事業者の報告を求めるものとする。

2 前項による依頼を受けたときは、財政局契約第一課長及び契約第二課長に対し、報告を行わなければならない。

3 前項による報告は、前条第1号のアからオに該当する者については災害協力事業者報告調書(第1号様式)を提出することにより行い、報告される者が行った災害対応において、協力事業者があった場合には、当該協力事業者について、協力事業者一覧(第2号様式)を併せて提出するものとする。また、前条第2号に該当する者については協定事業者名簿を提出するものとする。

(災害協力事業者名簿)

第5条 財政局長は、前条による報告により災害協力事業者の認定を行い、要件に該当すると認められる者については、災害協力事業者名簿に登載するものとする。

2 災害協力事業者名簿は、これを公表するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年8月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年8月3日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年9月3日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 7 月 27 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 9 月 27 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 25 年 9 月 17 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 9 月 12 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

別表1

	災害時協力協定	所管課
1	「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」	総務局情報技術課
2	「大規模地震時における道路啓開及び応急対策の支援活動の協力に関する協定」	
3	「風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と一般社団法人横浜建設業協会及び一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」	建築局建築防災課
4	「横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置の協力に関する協定」	建築局営繕企画課
5	「横浜市内公園緑地等に係る災害時の応急措置等の協力に関する協定」	環境創造局公園緑地維持課
6	「横浜市下水道施設(小型機器・配管類)に関する災害時の応急措置の協力に関する協定」	環境創造局下水道施設管理課
7	「横浜市下水道施設(主要機器)に関する災害時の応急措置の協力に関する協定」	
8	「横浜市下水道施設に関する災害時の応急措置の協力に関する協定」	環境創造局下水道施設整備課
9	「横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時における応急措置の協力に関する協定」	資源循環局施設課
10	「災害時における水道施設等の応急措置に関する協定」(横浜市管工事共同組合との協定)	水道局給水維持課
11	「災害時応急措置の協力に関する横浜市と横浜港災害対策支援協議会との協定」	港湾局建設第一課
12	「災害時における応急復旧の協力に関する協定書」(市営地下鉄の地震等災害発生時における復旧支援に関する協定)	交通局施設課
13	「地震時における公共下水道管路施設に関する緊急巡回及び緊急措置等の協力に関する協定」	環境創造局管路保全課
14	「地震時における地域防災拠点の防災水洗トイレ設置等の協力に関する協定」	

15	「災害時における水道施設等の応急措置に関する協定」(横浜市建設業協会との協定)	水道局配水課
16	「災害時等における水道施設等の応急活動に関する協定」	
17	「火山災害発生時における応急措置等に関する横浜市と横浜道路清掃事業協同組合との協定」	総務局危機対処計画課